

○麻薬及び向精神薬取締法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四九
附則八条（平成二八・六・一八までに施行）

（検察官の通報）

第五八条の四 検察官は、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被
疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくは
その疑いのある被告人について裁判（懲役、禁錮又は拘留の刑
を言い渡し、執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。）が確定し
たときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並
びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由を
その者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。